**誓　　約　　書**

この申請を受けた後、公共用財産に工作物を設置し、その敷地または水面を使用中である場合であっても、将来において当該財産の管理者より必要上工作物の撤去の命令があったときには、自費にて直ちに工作物を撤去し、これに対して補償等の要求は一切しないことを誓約いたします。

　　年　　月　　日

（あて先）東温市長

申請人

住　所

氏　名

担当者

連絡先(℡)